

県政調査報告書

平成29年2月6日

県議会議長 森 正明 殿

会派名 かながわ民進党

団長名 たきた 孝徳

(署名又は記名押印)

県政調査を次のとおり実施しましたので、報告いたします。

1 調査議員	(調査団長) 長友 よしひろ (団員) 浦道 健一 曾我部 久美子 岸 部 都 石川 裕 憲 米村 和彦
2 調査目的	行政各分野における政策実現の手段として条例(議員提案政策条例を含む。)を活用している事例を調査するとともに、農業及び水産業における先進的な取組を通じて当該産業の振興に寄与している事例を調査することにより、本県における今後の施策展開の参考とする。
3 調査期間	平成28年11月8日(火)～平成28年11月10日(木)
4 調査地	愛媛県、鹿児島県
5 調査内容	・ 調査内容は、別添報告書のとおり ・ 経費は、合計 1,017,104 円であった。



かながわ民進党神奈川県議会議員団
県政調査報告書
(愛媛県、鹿児島県)



愛媛県議会議場にて撮影 (左から石川議員、岸部議員、浦道議員、
長友議員、曾我部議員、米村議員)

日 程	平成 28 年 11 月 8 日 (火) ~10 日 (木)
調査議員	<p>調査団長 長友 よしひろ</p> <p>団 員 浦 道 健 一</p> <p>曾我部 久美子</p> <p>岸 部 都</p> <p>石 川 裕 憲</p> <p>米 村 和 彦</p>
調 査 地	<p>I 株式会社さかうえ</p> <p>II 鹿児島県庁</p> <p>III 愛媛県庁</p>

I 農業生産法人 株式会社さかうえ

- 日 時：平成28年11月 8 日（火） 自：13時45分 至：15時15分
- 場 所：農業生産法人 株式会社さかうえ（鹿児島県志布志市志布志町安楽2873－4）
- 対 応 者：経営企画部主任 橋口 浩一 氏
- 調査概要：農業経営 I T 化事業について

初めに「農業生産法人 株式会社さかうえ」の事業内容及びその特徴について詳細な説明を聴取した。その後、農業生産の現場としてピーマンの圃場を見学した。

1 会社概要

(1) 栽培作物

栽培品目	主な取引先	作付面積
ケール	ファンケル（青汁原料用）	14.6ha
キャベツ	大手スーパー	27.4ha
馬鈴薯	カルビー（加工用）	9.5ha
ピーマン		140a
デントコーン （飼料用トウモロコシ）		118ha （二期作）
大和芋		5ha
その他 （キウイ ドクダミ（試験栽培） パクチー（試験栽培））	ゼスプリ	

(2) 栽培体系

年間を通じて上記の各作物を栽培している。結果的に圃場が空く期間がない状態である。連作障害（同じ場所に同じ野菜を栽培することに起因する生育不良）への対策として合間にデントコーンを栽培し、土壌を良好な状態に保っている。

(3) 圃場面積

全体で約120haの圃場を管理している。このうち自社所有の圃場は約5haであり、残りは全て地元の農家からの借地となっている。

志布志でも高齢化が進展しており、農家でも後継者がいない状況である。このまま畑に手をつけなければ耕作放棄地となってしまうことから、地元の農家からの依頼により畑を借り受けて管理しており、管理する圃場の面積は年々増加している。



事業内容に関する説明を受ける

2 実施事業

(1) 契約栽培事業

食品会社など依頼主と契約し、事前に取り決めた品目と数量に基づいて、栽培及び出荷を行う「契約栽培」を取引手法の中心としている。

これまでの農業は、作付け段階では自分が栽培した作物がいくらで売れるのかわからず、売れたら売れた金額で収入が入ってくる、「計算ができない」ものであった。

しかし、契約栽培の場合、あらかじめ契約で価格や数量が決まっていることから、販売価格から生産コストを差し引けば収支の計算が可能となり、また、生産コストを下げれば下げた分だけ利益が生まれる、「計算できる」農業が可能となる。

こうした契約栽培では、求められた品質と数量の作物を期間内に確実に提供しなければならず、「量・質・時間」を計画することが必要となる。これを実現するため、作業実績や作物の育成状況などを独自にデータベース化した「農業工程支援システム」を活用している。

(2) 農業経営IT化事業

ア 農業工程支援システム

従業員一人ひとりに携帯電話とデジタルカメラを貸与し、各従業員が日々の作業前後の圃場の様子を撮影し、作業後にその日の作業工程、作業時間、作業写真等をデータベースに登録することとしている。

これにより、管理する圃場の面積が広く、圃場の場所も点在している中でも、従業員全員が事務所において日々の圃場の状況を確認することができ、情報を共有することが可能となる。

また、過去の作業実績の積み上げにより、作業計画の策定に資するほか、例えば、雨の多い時期にはどの薬品を撒けばいいか、どういう工程で作業すればいいかなど過去の経験を作業に活かすことができる。

同システム導入の結果、多圃場・多品種の管理を実現するとともに、社員の育成にも繋げている。

イ 農業工程支援システム導入の効果

○ 多圃場・多品種管理

① 作業の見える化

過去の作業実績との比較により、作業の遅れや作物の育成不足を早期に発見することができる。

② 現場の見える化

圃場の写真を確認することにより、作物の育成状況や畑に異常がないかなどを即座にチェックすることができる。



質疑の様子

- ③ 未来の見える化
作業実績の積み上げにより、作業時間のシミュレーションをすることが可能となる。その結果、人員配置や作業計画の合理化に繋げることができる。
- 社員の育成
 - ① 学びの支援
過去の作業記録の閲覧により、作業の内容や工程を学ぶことができる。
 - ② 成長の支援
過去の作業実績などを参考に自ら作業計画を立案することにより、従業員の成長に繋がる。
 - ③ 高度なチームワーク
従業員全員の情報共有が可能となることにより、自発的に改善点等を話し合うことに繋がる。

(3) 牧草飼料事業（有機循環農法）

デントコーンという栄養価の高いトウモロコシを独自のノウハウでサイレージに加工した牧草飼料「サイロール」を畜産農家に販売している。また、畜産農家が処理に困っている堆肥を引き受け、デントコーンの栽培に活用している。その循環である。

さらに、栽培・管理ノウハウの蓄積により、各畜産農家のニーズに合わせたサイレージづくりの作業を受託している。

これを「有機循環農法」といい、地域内の資源を有効活用する地産地消の推進、輸入と比較した輸送距離の短縮により輸送中に排出する二酸化炭素を大幅に低減、高齢化や後継者不足により発生する耕作放棄地をサイレージ事業の圃場として積極的に活用した地域社会の活性化に資する環境型ビジネスモデルとして、毎日新聞社主催「第62回全国農業コンクール」（平成25年）でグランプリを受賞している。

なお、各作物の栽培の合間にデントコーンを栽培することにより、土壌消毒剤を使用せずに、微生物バランスを調整することができ、土壌の状態を良好に保つことができる。

3 さかうえの考え方

(1) 約束は100%厳守

農業は自然を相手にするため、全てをコントロールすることはできないが、約束していた期日・数量を守らなければ、契約先の事業計画が狂ってしまうので、約束を100%守ること、すなわち契約先とのwin-winの関係を築くことを大切にしている。



質疑の様子

(2) リスクを想定した事業計画

約束を100%厳守するため、例えば、契約数が100であれば、天候不順などのリスクを考慮し、120の植え付けをする。こうしたリスク管理の下で事業全体の採算を計算し、毎年契約を100%履行すれば採算が取れる体制を構築している。

また、天候リスクの回避、作業効率の上昇など必要な投資は惜しまずに行うこととしている。

4 質疑応答

(農業のIT化と手作業について)

問 農業経営のIT化を進めている一方、人の手による作業もかなり多いように感じた。農業機械を自動運転させるようなことはしていないのか。

答 やはりどうしても機械作業だけでは行き届かずどこかで不具合が発生する。人の手が必ず重要になってくる。弊社代表からも「五感を働かさなければ農業はできない」とよく言われる。圃場に異常がある場合、その圃場を見ただけで土や葉の色などから異常に気づく必要があるが、それは無人の農業機械ではできない。そこで、弊社は必ず人の手を入れるようにしており、農業機械も全て人が運転するようにしている。

(土を使わない農業について)

問 農業経営IT化や天候リスク等の回避という観点では、「農業の工業化」ということで水耕栽培の活用も考えられるが、土を使わない農業についてどう考えているのか。

答 弊社は地域社会への貢献が第一の使命であると考えており、先ほど説明したとおり地域の農家から圃場を借り受けて農業を行っている。地元の圃場が使用されず、耕作放棄地になって寂れていく姿は見たくないなので、土を使わない農業は現時点では全く考えていない。

(農業における女性の活躍について)

問 農業における女性の活躍に向けて、特に女性に対する取組は行っているか。

答 弊社の考え方としては女性であっても男性であっても関係ない。例えば、農耕用大型特殊免許も男女を問わず取得してもらっており、できる人、意欲がある人から積極的に働いてもらっている。実際、ピーマンの温室の施設長は、現在入社4年目の女性であり、先頭に立ってやってもらっている。



株式会社さかうえ創業時の事務所前で

II 鹿児島県庁

■日 時：平成28年11月9日（水） 自：9時 至：10時

■場 所：鹿児島県庁（鹿児島県鹿児島市鳴池新町10-1）

■対 応 者：議会事務局政務調査課

政務調査第五係長兼図書係長 吉見 恵 氏
保健福祉部障害福祉課

主幹兼自立支援係長 池上 成孝 氏

■調査概要：障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例について

初めに「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」の規定の概要並びに特徴について詳細な説明を聴取した。その後、質疑応答において、条例制定の経緯、県民への普及啓発の方法等について説明を聴取した。

1 条例の概要

(1) 前文

障害のある方々から聴取した意見をもとに、条例制定時の現状や条例制定の背景等を盛り込んでいる。

(2) 第1条～第7条

総則として、条例の目的や、県・市町村・県民の責務等について規定している。

(3) 第8条～第16条

障害を理由とする差別について、「不利益な取扱い」と「合理的な配慮がなされないこと」の2つを規定し、さらに、「不利益な取扱い」について9分野の行為類型を定めている。合理的配慮については、その内容は、配慮を求める方と求められた方との関係の中で変化していくものであることから、行為類型は定めていない。

(4) 第17条～第23条

障害者差別に対応する相談員を配置し、相談対応によっても解決しない場合のための制度として、あっせん制度を規定している。

(5) 第24条、第25条

県民の理解を深めるための普及啓発について規定している。

2 条例の特徴

(1) 相談員の配置

市町村や障害者団体等の既存の相談窓口での解決が難しい場合のために、障害者差別に専門に対応する相談員として、「障害者くらし安心相談員」を配置することとした。

薩摩半島（障害福祉課）に1名、大隅半島の出先機関に1名、奄美大島の出先機関に1名配置し、2つの半島と離島部分を3名で対応する体制としている。

なお、他県の条例では、市町村の相談員を地域相談員として委嘱している例もあるが、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）において、市町村にも相談対応の責任があるとされているため、市町村の窓口でも対応しつつ、難しい案件については、県の相談員に相談する体制とした。



説明を受ける様子

(2) あっせん制度

ア 制度の概要

相談員の対応によっても解決しない場合は、知事にあっせんの申立てを行うことができる。第8条で規定している「不利益な取扱い」と「合理的配慮がなされないこと」のうち、合理的配慮がなされなかったという相談については、配慮してほしいことや配慮ができることは千差万別のため、あっせん案の提案が難しいことから、あっせんの対象とはしていない。障害を理由に不利益な取扱いを受けたという相談があり、相談対応でも解決しなかった場合に、あっせんの対象となる。

イ あっせんの流れ

障害のある方やその家族等から知事へあっせんの申立てがあり、知事が鹿児島県障害者差別解消支援協議会へあっせん手続を開始するよう求めたとき、当該協議会であっせんを行うこととなり、協議会委員22名から5名を会長が指名し、部会を組織して対応していく。不利益な取扱いを行ったとされる者が理由無くあっせん案を受諾しなかった場合等は、協議会からの通知を受け、知事による勧告を行う。

なお、勧告に従わない場合はその旨を公表することとしているが、現在のところ、あっせんにまで至った事例はない。

ウ 障害者差別解消支援協議会について

あっせんの対応を行う鹿児島県障害者差別解消支援協議会は、条例施行規則により、障害のある人等、関係行政機関の職員、差別解消の推進に関連する分野の業務を行う関係団体の代表者、学識経験者の4つの分野の委員により構成するとされている。

障害のある人の立場からだけでなく、合理的配慮を求められる立場である事業者の意見も大切であるという考えから、福祉サービス提供事業者の団体、医療関係団体、県経営者協会や県バス協会等の代表者が委員に任命されている。

3 質疑応答

(条例の制定経緯について)

問 なぜこの条例を制定しようと考えたのか。

答 障害者団体36団体により条例をつくる会が発足し、この会から、知事と県議会へ要望書が提出され、その年の知事選挙で、知事のマニフェストにこの条例を制定するということが記載された。

(県と市町村の役割について)

問 市町村へも県へも相談ができることとなっており、相談窓口が複数あるわけだが、どのように住み分けをしているのか。

答 第5条により、県は市町村に対し、障害者差別解消施策を実施することを求めると規定されており、障害者差別解消法においても、各地方公共団体それぞれが障害者差別解消に取り組むこととされている。

この条例をつくる時には既に障害者差別解消法が公布されていたため、市町村と県いずれの相談窓口でも相談可能とした。鹿児島県としては、障害のある方が相談しやすい窓口相談してもらえればよいと考えている。

問 障害のある人が鹿児島県に相談した場合、市町村との意思疎通や情報交換は行っているのか。

答 相談窓口には守秘義務があるため、個人が特定されないよう、相談内容を要約し、事例として県のホームページに掲載している。

(相談の相手方について)

問 相談対応の際には、差別を行ったとされる相手方には、相談を受けているということとは通知されないのか。

答 通常、相談内容は差別を解消してほしいというものであるため、相談員が相談者と相手方の双方に接触し、両者の言い分を調整しながら、両者の歩み寄りによる解決を目指している。

(あっせんに適さない場合について)

問 相談内容が、明らかに不利益な取扱いにはあたらない場合等には、申立てを受けてもあっせんを行わないことは可能か。

答 「鹿児島県障害者差別解消支援協議会によるあっせんに関する要領」において、求めるあっせんの内容が明らかに実現不可能な内容である場合等には、あっせんを実施しない旨を規定している。あっせん制度の趣旨としては、両者の言い分がある程度納得のいくものであり、歩み寄りがつく見込みがある場合に、あっせんを行うというものである。

(県民への条例の周知について)

問 平成26年3月から10月の間に、キャンペーン等により県民に周知を行ったということだが、神奈川県においても、「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めたところであ

り、県民に向けてどう普及啓発していくかが非常に重要であるが、効果的だった周知方法はあるか。

答 街頭キャンペーンによりリーフレットを配布したほか、県の広報紙への掲載や、障害福祉課の相談員が繁華街の路面店を訪問し、リーフレットを配布したりしている。県の広報紙はしっかりと読んでいる県民が多く、広報紙に掲載すると反響が大きい。

ただ、様々な広報を行っているが、関心が無ければ読まれず、理解もされないというところをどうするかが課題である。

(障害者基本法及び障害者差別解消法との関係について)

問 障害者基本法があり、障害者差別解消法が施行され、その後に鹿児島県では条例を制定している。条例ではなく法に基づいて施策を行っていくということも選択肢の一つとしてあると思うが、法律が整備された中であえて条例を制定したのはなぜか。

答 障害者基本法第4条において、障害者差別の禁止に関しての理念が定められており、差別をどのように解消していくかという点を具体化するために障害者差別解消法が制定された。この障害者差別解消法の中で、地方公共団体は、障害を理由とする差別に関する相談対応及び紛争解決体制を整備することと定められているが、具体的な規定がないため、この具体部分を、鹿児島県では条例というかたちで制定した。



鹿児島県議会議場にて

Ⅲ－① 愛媛県庁（愛媛県家庭における暴力及び虐待の防止並びに被害者の保護等推進条例について）

■日 時：平成28年11月10日（木） 自：10時 至：11時

■場 所：愛媛県庁（愛媛県松山市一番町4丁目4-2）

■対 応 者：議会事務局議事調査課政務調査室

室長 八塚 洋 氏、主幹 川吾 公政 氏

県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課

主幹 星加 美樹 氏

保健福祉部生きがい推進局子育て支援課

主幹 門田 吉雄 氏

保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課

障がい政策係長 近藤 博隆 氏

保健福祉部生きがい推進局長寿介護課

主幹 池田 ひとみ 氏、介護予防係長 重松 園子 氏

■調査概要：愛媛県家庭における暴力及び虐待の防止並びに被害者の保護等推進条例について
初めに「愛媛県家庭における暴力及び虐待の防止並びに被害者の保護等推進条例」制定の背景及び目的並びに条例の特徴について詳細な説明を聴取した。その後、質疑応答において、条例制定の効果、市町との連携などについて詳細な説明を聴取した。

1 条例制定の背景

全国的に家庭での配偶者や児童、高齢者等に対する暴力や虐待が増加傾向にあり、愛媛県においても、暴力及び虐待の相談件数の増加傾向が続いていた。

既に、保護等の対象者ごとに法律が制定されており、国、県、市町等の責務や連携に関する規定も置かれているが、県民の目線から、これらの暴力等に対し一元的に「防止⇒相談⇒保護⇒支援」を行うことのできる執行体制を構築することが課題であった。

そこで、「県民生活の安全と安心を守る」をコンセプトとして、自民党の愛媛県支部連合会内に条例検討プロジェクトチームを設置し、検討を開始した。

2 条例制定の目的

配偶者への暴力や児童、高齢者及び障がい者への虐待が深刻な社会問題となっている状況に鑑み、県民一人ひとりが暴力と虐待を根絶するという共通認識の下、県民総ぐるみで取り組む機運を醸成し、関係機関の連携等により実効性のある支援体制を構築することを目的としている。



調査団長あいさつの様子

3 条例の特徴

(1) 家庭の重視

配偶者や児童等への暴力や虐待が、心のよりどころであるべき「家庭」において多く発生していることを踏まえ、安全安心であるべき家庭内で理不尽な暴力や虐待がなされないよう、家庭内暴力等の根絶を目指すこととした。

また、条例の名称にも「家庭における」という言葉を冠することとした。

(2) 対象者を区分せず

国が配偶者（DV防止法）や児童（児童虐待防止法）など、保護等の対象別に法律を制定しているのに対し、条例では、配偶者、児童、高齢者、障がい者、いわゆる弱者を区分せずに全て対象としている。

(3) 市町の総合的な相談支援体制の構築を期待

県民生活に密着し、一義的に相談や保護等の窓口になっている市町において、通報、相談の受付から必要な措置、支援まで円滑な対応ができるよう、総合的な相談支援体制の構築を求めている。

4 条例に基づく主な取り組み

(1) 意識啓発

家庭内暴力等の未然防止・早期発見などを目的として、ホームページを活用した広報、リーフレットの配布、研修・セミナーの開催を通じて、県民等への意識啓発に取り組んでいる。

(2) 市町との連携強化

県内関係機関等により構成される会議の設置など、様々な会議の場を通じて各機関の協力体制の整備や支援体制の強化など連携強化に取り組んでいる。



条例の概要に関する説明を受ける

5 質疑応答

(根拠法令が異なる中での規定内容の整理について)

問 対象者ごとに根拠法令が異なる中、被害者等に対する窓口対応等について、条例を制定する際にどのような整理をしたのか。

答 本条例では、国の法令のように対象者ごとに窓口を区分するのではなく、どこかで集約して一元的に対応できるようにすることを目指している。

まずは相談という事実行為について、ここに行けば基本的なことがわかり、そこから必要な関係機関に繋ぐことができる窓口を設け、相談者がどこへ行けばいいのかわからないといった状況をなくすことを目標としている。

その結果として、例えば法的根拠に基づいて権限を行使する必要が生じた際には、当然に根拠法に基づいて対応をしていくというイメージで整理をした。

(相談等の窓口対応について)

問 相談等の窓口対応はどのように行っているのか。

答 相談等の窓口対応は原則として市町の業務となる。そこで、条例を制定する際には、各市町の首長に対し、規定内容に関する説明を行い、その対応についてお願いをしたところである。具体的な窓口対応の方法については、各市町で異なるものと思われる。

なお、県においても、例えば配偶者暴力に関する相談であれば、「愛媛県福祉総合支援センター（婦人相談所）」

と「愛媛県男女共同参画センター」の2箇所を配偶者暴力相談支援センターとして指定しているなど、相談窓口を設けている。



質疑の様子

(県の役割について)

問 相談等の窓口対応は市町の業務であり、各市町で対応しているとのことであるが、県に求められている役割は何か。

答 県の役割としては市町の支援があり、市町に対する助言や情報提供のほか、市町と各関係機関相互の情報連絡体制構築のための会議の設置など連携体制の強化に努めている。

なお、DV防止対策については、円滑な支援に向け、県及び市町の関係機関、警察署のほか、法テラス、NPOなど支援団体等の連携を図るため、事例の検討を行う会議などの場を提供するなどのかたちでの支援も行っている。

(家庭の重視について)

問 条例の名称にも「家庭」という言葉を冠し、家庭を重視しているが、条例の制定により行政から家庭にアプローチしやすくなったなどの効果はあるか。

答 例えば、児童虐待が行われている家庭で同時に配偶者暴力が行われていることが発見される、貧困家庭の子どもから児童虐待が発見されるなど、福祉関係の関係機関は相互に関連がある中で、条例が制定されたことにより関係機関の連携が強化され、重層的に対応できるようになったのではないかと考えている。

Ⅲ－② 愛媛県庁（自転車新文化の推進について）

■日 時：平成28年11月10日（木） 自：11時 至：12時

■場 所：愛媛県庁（愛媛県松山市一番町4丁目4-2）

■対 応 者：企画振興部総合政策課自転車新文化推進室

室長 坂本 大蔵 氏

経済労働部観光交流局観光物産課

主幹 藤原 康芳 氏

県民環境部防災局消防防災安全課

交通安全推進係長 横田 浩司 氏

■調査概要：愛媛県が進める自転車新文化の推進について

自転車新文化の推進の全体像について説明を聴取し、さらに、観光の視点からの施策及び「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」について詳細な説明を聴取した後、自転車の安全利用の推進について質疑応答を行った。

1 自転車新文化の推進とは

瀬戸内しまなみ海道で自転車をツールとした地域振興を行うことはできないかと知事が考えたことがきっかけとなり、愛媛県では、自転車を健康・生きがい・友情づくりのためのツールとして定着させ、自転車をツールとした交流人口の拡大による地域活性化を目指す「自転車新文化」の推進の取組を、平成23年度から行っている。



施策についての説明を受ける様子

2 政策目標

「しまなみ海道をサイクリストの聖地へ」、「県全体をサイクリングパラダイスへ」、「シェア・ザ・ロードの精神に基づく安全利用」の3点を政策目標として掲げ、自転車振興と安全対策を同時に進めている。

なお、「サイクリストの聖地」、「サイクリングパラダイス」という言葉は、いずれも愛媛県が登録商標を取得している。

3 推進体制

(1) 県の取り組み方

県全体で自転車推進施策を進めていくという方針を知事が明確に打ち出しており、県庁の14の課と県警本部が一体となって自転車関連施策を行っている。平成28年度の自

転車関連施策の予算は、14 の課と県警本部とを合わせ、ソフト事業に係るものが2億1,800万円、土木関係のハード事業に係るものが8億3,000万円となっており、県全体で一丸となって施策を進めている。

(2) 市町との連携

県全体で自転車推進施策を進めるためには、市町をいかに巻き込むかが重要であり、施策開始当初から、市町を巻き込んで取組を行うことにより、市町との連携体制を構築することができ、平成24年からは、「チーム愛媛」として、力を合わせて取り組んでいる。

(3) 官民連携推進体制の構築

団体、企業、個人、行政が一体となり、「自転車新文化」の普及・拡大に取り組むことにより、交流人口の増大等を図り、地域の活性化に寄与することを目的として、平成28年3月30日に、官民連携組織である「愛媛県自転車新文化推進協会」が設立された。年会費は、企業・団体等は一割5万円、賛助会員は2千円となっており、現在152社が参加し、集まった会費は約9百万円にのぼっている。

また、県が一丸となって取り組んでいる姿勢が企業にも伝わり、自転車推進施策を後押しする取組みを独自に行っている企業もある。例えば、地元民放局がサイクリング番組の放映を開始したほか、タウンページもサイクリングコースを誌面で紹介している。また、スポーツタイプの自転車を駐輪するためのバイクラックを設置したコンビニエンスストアもある。

4 主な施策

(1) 自転車県としてのブランド化

サイクリングコースとしての認知度の向上を目的として、瀬戸内しまなみ海道において、平成26年に大規模な国際サイクリング大会を実施した。国内外から7,281人が参加し、2年ごとに定期開催することとなった。

また、瀬戸内しまなみ海道と台湾の日月潭(湖の周りのサイクリングコース)とが姉妹自転車道協定を締結し、サイクリングコースとして世界に向けて発信している。

(2) おもてなし態勢の整備

ア 愛媛マルゴト自転車道構想

「愛媛マルゴト自転車道構想」を掲げ、海、山、川をベースに愛媛県全体にサイクリングコースを設定することとし、市町と連携し、県全域に11の上級者向けコースと、15のファミリー向けコースを設定した。

また、すべてのサイクリングコースに、サイクリストが迷わないための道しるべとして「ブルーライン」という青い線を敷設した。ブルーラインを敷設する道路は市道、国道、農道等と多様であり、かつ整備区間は合計1,000kmを超えていたが、国や市町の協力を得て実施することができた。

イ サイクルオアシスの設置

当初、瀬戸内しまなみ海道の各島にはコンビニエンスストアもない状況だったため、サイクリストの受入態勢を拡充するために、空気入れ、水、トイレが提供でき、さらに休憩や地域の方との交流ができる施設として、平成 23 年度から、しまなみ地域で「サイクルオアシス」の整備を始めた。その後、全県下に広めようという動きとなり、コンビニエンスストアとの包括協定に基づく連携などを通して整備を進め、視察時点では県全域で 215 か所設置されている。

ウ サイクルトレインの運行

県内を移動するための二次交通の手段として、自転車を列車に直接持ち込むことができるサイクルトレインを構築できないかと考え、JR 等の協力を得ながらイベント等の中で何度か走らせたところ、長期間運行してほしいという声があった。愛媛県としても、自転車推進施策を進める上で、松山から瀬戸内しまなみ海道への二次交通手段は重要であると考え、平成 26 年度から、今治市と「しまなみサイクルトレイン利用促進協議会」を設置し、春と秋の土日祝日に、サイクルトレインを運行している。

また、松山から南に向かう手段としては、松山と宇和島の間を走る JR の特急を一部車両改造し、自転車をそのまま持ち込んで積載することができるサイクルルームを設置したほか、JR 予土線の普通列車において、「混乗試験」を実施している。

私鉄では、伊予鉄道が、土日祝日に郊外電車のサイクルトレインを運行している。

(3) 自転車利用の普及・拡大

11 月の第 2 日曜日を「愛媛サイクリングの日」とし、県及びすべての市町でサイクリングイベントを行うこととした。

また、上級者だけでなく、女性、シニア、ファミリー層への普及に力を入れ、すそ野の拡大に向けた運動を行っており、女性向けには、女性サイクルユニット「ノッてる！ガールズ EHIME」を結成し、各イベント等で普及啓発を行っているほか、高齢者向けのスポーツサイクル体験会の実施や、自転車に乗り始めた子どもを対象にサイクルスクールを開催している。このサイクルスクールは、子どもに自転車の楽しさを教えるとともに、子どもがきちんと自転車に乗ることができるようになれば、その父母もマナーを守って自転車に乗るようになるだろうという狙いも含んでいる。

(4) 愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例の制定

ア 条例制定の背景

自転車による地域振興をオール愛媛で進めている中で、自転車利用者の法令遵守、マナー向上が求められるなど、自転車の安全利用対策が課題となっていたことから、県民の自転車の安全利用に関する意識を向上し、自転車を安全かつ快適に利用できる環境を整備するとともに、自転車が関与する事故を防止し、安全利用の促進を図るため、平成 25 年 7 月 1 日に条例を施行した。

イ 条例の骨子

自転者の安全利用に関し、県、県民、自転車利用者、自動車運転者の責任を明らかにするとともに、「自転車交通安全教育」、「広報活動・啓発活動」、「自転車を安全に利用できる道路環境の整備」を3本柱として構成している。

すべての自転車利用者がヘルメットを着用すること、歩行者の通行が頻繁な歩道では押し歩きを行うこと等の励行や、自転車損害保険等への加入に努めること等が定められている。

なお、自転車の交通ルールは、道路交通法などの交通法令により広範囲に規定されているため、あえてこの条例では罰則規定を設けていない。

ウ 「シェア・ザ・ロード」の精神の普及・浸透

歩行者、自転車利用者、自動車運転者がお互いを思いやり、安全かつ快適に道路を共有する「シェア・ザ・ロード」の精神をこの条例の基本理念とし、条例の普及・浸透に重点をおいた啓発に力を入れている。

また、「シェア・ザ・ロード」の実践として、自動車が自転車の横を通過する際には、1.5m以上の間隔を空けること、道路事情等から安全な間隔を保つことができないときは徐行することを促す「思いやり 1.5m運動」を実施し、各市町にも広報を要請している。

エ ヘルメット着用の取組

平成27年2月に県職員のヘルメット着用宣言を採択し、さらに、平成27年7月1日からは、県立高校生のヘルメット着用を義務化し、全生徒にヘルメットを無償で配布した。

平成27年8月には、従業員や地域への広報啓発を行う「自転車乗車用ヘルメット着用モデル事業所」を募集し、モデル事業所が模範となってヘルメット着用に取り組んでいる。

さらに、高齢者にはヘルメット着用があまり浸透していないことから、高齢者向けの対策として、県内のシルバー人材センターに100名の「高齢者自転車乗車用ヘルメット着用推進員」を指定した。推進員は率先してヘルメットを着用するほか、条例施行の記念式典においてヘルメット着用宣言を行っている。このように、関係機関及び団体と連携した取組を進めている。

5 自転車新文化推進施策の効果

(1) レンタサイクル貸出台数

瀬戸内しまなみ海道のレンタサイクルの貸出台数は、平成11年には7万台だったが、その後は減少し、平成17年には3万台をきった。しかし、その後は回復し、自転車推進施策を開始した平成23年は6万台、平成27年には13万5千台となっており、自転車推進施策により、観光客が大幅に増加していることがうかがえる。

(2) 認知度の向上

瀬戸内しまなみ海道は、平成27年には、アメリカのCNNテレビのウェブ版において、

「世界で最もすばらしい7つの自転車道」の一つに選ばれたほか、楽天トラベルの「行ってみたいサイクリングコース」の1位に選ばれた。

これらのことから、ウェブでの口コミ等により、瀬戸内しまなみ海道のサイクリングコースとしての認知度が上がっていることが分かり、自転車県としてのブランド化が確立されつつあることがうかがえる。

6 質疑応答

(自転車の安全利用を県民に推進する方法について)

問 愛媛県として自転車による観光施策を行っていることから、保険加入の義務化やヘルメットの着用等の自転車安全利用の施策についても県民は受け入れやすかったのではないかと考えるが、観光施策を行っていないエリアにおいて、自転車の安全利用を推進する方法を教えてください。

答 すべてのサイクリングコースに引いたブルーラインは、サイクリストのための道しるべであると同時に、ドライバーにとっても、自転車を通る道であることを知らしめる効果があり、ドライバーへの注意喚起は、自転車の安全利用推進の方法の1つである。

また、自転車の安全利用に関する施策を行うことにより、若いグッドサイクリストが育ち、将来その子達がドライバーになった時に、事故を起こさないグッドドライバーになると考えている。



質疑の様子

IV 飛行機の遅延による視察中止について

11月9日(水)15時から16時30分に視察予定であった株式会社宇和島プロジェクトについては、鹿児島空港－松山空港間の飛行機の出発時刻が2時間25分遅れ、視察先に確認したところ、業務の都合上視察時刻を遅らせて対応することはできないとのことであったため、視察中止となった。

(次頁に遅延証明書あり)



遅延証明書
CERTIFICATE FOR FLIGHT'S DELAY

便名 JAC 3687便
FLIGHT
年月日 2016年11月09日
DATE 09Nov. '16
区間 鹿児島-松山
PORTION KAGOSHIMA-MATSUYAMA
時間 02時間25分
DELAYED TIME 02HOURS 25MINUTES
事由 使用機整備
REASON MAINTENANCE OF EQUIPMENT

上記の通り、遅延いたしました事を証明いたします。
THIS IS TO CERTIFY THAT ABOVE INFORMATION IS TRUE AND CORRECT TO THE BEST OF OUR KNOWLEDGE.

発行：日本航空 鹿児島空港所

R9 2016年11月09日